

藤 総 契 第 34 号

令和 3 年 7 月 1 日

建設業者各位

藤 井 寺 市 長

(公印省略)

関係法令遵守の徹底について

建設工事の受注にあたっては、入札・契約事務の公平性・透明性及び適正な施工体制の確保の観点から、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」など、各種関係法令を遵守していただく必要があります。関係業者各位におかれましては、再度関係法令をご確認いただき、遵守の更なる徹底をお願いします。

下記に本市発注の工事を受注する際、特に留意していただきたい事項を抜粋しておりますので参照してください。

記

1 現場代理人及び技術者の配置、現場代理人の常駐

公共工事においては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の配置が必要となります。

なお、現場代理人は工事現場に常駐することを契約約款において義務づけています。

「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、品質管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

2 一括下請負の禁止

一括下請負については、施工責任があいまいになることで、手抜き工事や労働条件の悪化につながる。中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の排出を招くなどの理由から、建設業法第 22 条で禁止されています。

平成 28 年 10 月 14 日には国土交通省から通知が発出され、『実質的に関与』していない企業を施工体制から排除するため、一括下請負の判断基準が明確にされました。

『実質的に関与』とは・・・

自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいいます。具体的な役割・判断基準については、以下のとおりです。

元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割	
施工計画書の作成	<ul style="list-style-type: none">・ 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成・ 下請負人の作成した施工要領書等の確認・ 設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工 程 管 理	<ul style="list-style-type: none">・ 請け負った建設工事全体の進捗管理・ 下請負人間の工程調整
品 質 管 理	<ul style="list-style-type: none">・ 請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安 全 管 理	<ul style="list-style-type: none">・ 安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技 術 的 指 導	<ul style="list-style-type: none">・ 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認・ 現場作業に係る実地の総括的技術指導
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 発注者等との協議、調整・ 下請負人からの協議事項への判断、対応・ 請け負った建設工事全体のコスト管理・ 近隣住民への説明

⇒ 以上の事項を全て行うことが求められる。

3 施工体制の把握

下請契約を締結する場合、当該工事の受注者は、下請金額にかかわらず建設業法に準拠して施工体制台帳を整備する等により、施工体制を的確に把握しなければなりません。

4 安全管理の徹底

契約の履行は受注者の自主施工が原則であり、安全管理・現場管理を含め施工方法等は受注者がその責務において行うこととされています。特に安全管理については、労働安全衛生法・安全施工技術指針等関係法令等の遵守はもとより、「工事中における安全の確保を全てに優先する」という考えのもと、次の事項を徹底し、事故の未然防止に万全を期さなければなりません。

- (1) 工事の内容に応じた危険箇所及び作業の把握と具体的な事故防止策の作成及び施工計画書への記載
- (2) 始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行
- (3) 現場従事者全員への安全教育、前記(1)及び(2)の徹底

※その他、安全目標の看板を掲げるなど現場作業員や周辺住民に事故防止の取組を周知し、安全意識の高揚を図る